

静岡産業大学外国人留学生規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、静岡産業大学学則（以下「学則」という。）第44条（外国人留学生）第2項の規定に基づき、外国人留学生に関し、必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 外国人留学生とは、日本の国籍を有しない者（日本において高等学校を卒業した者またはこれと同等以上の学力があると認められた者を除く。）で、本学に入学を許可された者をいう。

(入学資格)

第3条 学生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者で、入学後の学習及び研究に支障がない程度の日本語能力を有するものでなければならない。

- (1) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (2) 日本語で受講能力のある者

(入学許可及び定員)

第4条 前条の入学資格を有する外国人で、学生として入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）があるときは、当該学部教授会の選考を経て、学長が入学を許可する。

(出願書類)

第5条 入学志願者は、次の各号に掲げる書類に、所定の検定料を添えて学長に願い出なければならない。

- (1) 外国人留学生入学志願票
- (2) 外国人留学生身上書
- (3) 健康診断書
- (4) 最終学校の成績証明書及び卒業（見込）証明書
- (5) その他学長が指定する書類

(選 考)

第6条 入学者の選考は、日本語による作文、面接、書類及び日本語能力に関する試験結果のうち、当該学部が定めた各入試の選抜方法で行う。

(卒業等)

第7条 本学所定の課程を履修しまたは所定の単位を修得したときは、当該学部教授会の

議決を経て、学長は卒業証書または証明書を授与する。

(学 費)

第8条 留学生の学費その他の納付金は、原則として当該学科に入学する他の一般学生と同額とする。ただし、入学金及び授業料については、別に定める「静岡産業大学外国人留学生授業料等減免規程」の定めるところにより、減免するものとする。

(奨学金)

第9条 修学態度が真剣かつ誠実と認められる外国人留学生には、本学独自の奨学金制度を適用し、奨学金を支給する。

(その他)

第10条 学則の規定は、外国人留学生に適用する。

(委 任)

第11条 この規程に定めるもののほか、外国人留学生に関し、必要な事項は、各学部教授会及び大学協議会の議決を経て、学長が定める。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、大学協議会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成5年12月21日（文部大臣認可の日）から施行する。

附 則（平成6年11月22日改正）

この規程は、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成10年3月16日改正）

この規則（静岡産業大学国際情報学部の設置等に伴う関係規則及び規程の整備に関する規則）は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。